

令和7年度

高ヶ坂なかよし保育園
(重要事項説明関係)

学校法人 矢口学園
小規模保育事業所

1、施設運営主体

事業者の名称	学校法人 矢口学園
事業者の所在地	東京都町田市高ヶ坂5丁目6番19号
事業者の連絡先	042-728-0321
代表者氏名	理事長 矢口政之

2、施設の概要

種別	小規模保育事業所 (A型)			
名称	高ヶ坂なかよし保育園			
所在地	東京都町田市高ヶ坂5-26-1			
電話番号	042(728)1025			
管理者名	大貫仁美			
開設年月日	2019年4月1日			
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	0人	9人	10人	19人

3、施設・設備の概要

敷地面積	749.45㎡		
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 1階建 1階部分	
	延べ床面積	240.50㎡	
設備の概要	乳児室・ほふく室	46.67㎡	
	保育室・遊戯室	78.09㎡	
	調理室	3.81㎡	
	幼児用トイレ	9.22㎡	
設備の種類	床暖房・冷房機器		
屋外遊戯場	228.62㎡		

4、職員体制

管理者（園長）	保育の質の確保・管理運営等	1人
主任保育士	管理者を補佐・保育の質の確保	1人
保育士	園児の保育を一体的に行う	5人以上
調理員	献立に基づき調理業務を行う	1人以上
事務員	会計等の業務・安全に関する準備	1人以上
嘱託医	園児の心身の健康管理や相談	1人
嘱託歯科医	園児の歯科検診や相談・指導	1人

5、保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
休園日	日曜日・祝日・12月29日から1月3日
開園時間	7：30から18：30

6、保育を提供する時間

保育標準時間	保育時間	7：30から18：30
保育短時間	保育時間	8：00から16：00
	延長保育時間	7：30から 7：59 16：01から18：30

7、施設の目的・運営方針

目的	本園は、子ども達に良質な環境を提供し個々の育ちに適応した内容の保育を行うことに因り、子ども達に等しく健康で健やかな成長をお手伝いすることを目指す。
運営方針	子ども達の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する。又、子ども達の意味及び人格を尊重し常に子ども達の立場に立つ保育を提供する。 子ども達の家庭や地域との結びつきを重視した運営を行うとともにその支援を行う。 さらに行政機関や児童福祉施設並びに嘱託医との密接な連携に努める。

8, 提供する保育等の内容

本園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）、町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準に関する条例（平成26年町田市条例第35号。以下「市運営基準条例」という。）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）、町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年町田市条例第34号。以下「市設備基準条例」という。）その他関係法令を遵守し保育所保育指針（平成29年告示）及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供する。

① 保育の提供

前項6に記載する時間に於いて、保育を提供します。

本園の保育では、遊びを通じた集団的な学びを行い、生き生きといろいろなものに興味・関心を持つ、関心・意欲・態度といった基礎をしっかりとつくる中で保育・養護等を一体的に提供していきます。

②その他

一時預かり事業（一般型）・子育て支援事業・障害児保育等（統合保育事業）

9, 利用料金

利用者負担額	保護者が居住する市町村の定める利用料		
延長保育料	延長を希望する時間1時間単位		300円
実費負担	保育短時間児の16時以降の延長保育時の補食代	1回	50円

10, 支払い方法

支払い方法	口座振替
支払期日	毎月20日引落

11, 利用の開始及び終了、留意事項

利用の開始	当園では、町田市等の利用調整に基づき当園に入園決定され、支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明等に同意された後に保育の提供を開始します。
利用の終了	当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。 ① 利用児が2歳児の年度を終了した次の日。 ② 利用児の保護者が児童福祉法又は、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった日。
留意事項	利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時は保育の提供を終了します。

12, 給食の提供

提供方法	給食室で栄養士の指導のもと、自園調理の給食・補食を用意します。
提供を行う日	月曜日から土曜日
献立	栄養士が監修した献立は毎月お便りにてお知らせします。
食育の取り組み	子ども達の生活体験を通し、「食」に関する知識やバランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な生活を実践出来る力を育む。
アレルギー対応	除去食及び代替食(ご家庭から持参の場合もあり)に対応しています。 食物アレルギー児で除去食などの対応が必要な場合は必ずお申し出下さい。(医師の「生活管理指導表」をもとに園長・主任・栄養士との面接をした上で、除去食などの対応を決定します) アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限り園児の状況に合わせていきますので、あらかじめご相談下さい。
衛生管理	検食や日々の衛生管理・健康管理・細菌検査の徹底(月1回)を行っております。

13, 健康診断

健康診断は入園前に1回、入園後は年2回行います。
 歯科健診は年1回行います。健診結果は幼児健康票等に記載しその内容を精査し保護者に伝えま
 す。特に健診者の助言等が必要な場合には、直接保護者との相談時間等を当園が設定し問題解決
 の対策をします。(歯科健診でのデーター等を保健所に提供し虫歯等の予防に協力します。)

14, 健康管理、病気の時の対応

- 1 本園では、子どもに対して、市設備基準条例第17条に規定する利用開始時の健康診断及び
 少なくとも年2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第
 56号)に規定する健康診断に準じて実施する。
- 2 本園は感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、国の「保健所における感染症対
 策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。
 上記の発病が生じた際には園医に連絡して指示を仰ぎ直ちに関係機関(保健所等)に連絡する。
 その後、園医の指示に基づき在園児・職員の健康管理を行う。

15, 嘱託医

医師名	森内久夫
医療機関の名称	森内小児科内科
所在地	町田市南成瀬5-1-7中島ビル2F
連絡先	電話番号042-722-3507

16, 嘱託歯科医

医師名	大滝正行
医療機関の名称	大滝歯科医院
所在地	町田市原町田5-4-20パセオビル1F
連絡先	電話番号042-728-8200

17, 緊急時における対応

- 1 本園は、保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家庭に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。
- 2 保育の提供による事故が発生した場合は、町田市及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

18, 非常災害時における対応

- 1 本園では非常災害等に関する具体的な計画をたて、防火管理者を定め、非常災害の関係機関への通報や連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。
- 2 非常時に備え警察署に直通の通報装置（学校110番）を設置しています。
園内にAEDを設置しています（職員はAED研修も受けております。）
ALSOKと契約をし、警備体制を整えております。
正門はインターホンにて対応し、各門も施錠しております。
保護者の方が来場する際には必ず園児の名札を付けてください。
町田警察署の指導のもと子ども達・職員も防犯指導を行っております。
突然、非常災害が発生した場合 園では状況に応じ、園児の安全を確保することに全力を尽くします。避難場所は、一次避難場所を屋外遊戯場と定め二次避難場所は町田第六小学校としております。また当園では、東京都の「帰宅困難者対策条例」に基づき、3日間分の生活備蓄を準備しております。

19, 賠償責任保険

東京海上日動火災保険株式会社

賠償責任に関する補償「補償の内容」						
○…補償されます。 ×…補償されません。						
補償	変更点等	補償の有無	支払限度額		免責金額 1事故	特約等
			1事故	保険期間中		
施設・事業活動遂行事故		○	50,000万円	無制限	0円	財物損壊を伴わない使用不能特約 人格権・宣伝侵害事故補償特約 被害者治療費用補償特約
国外事業活動事故		○	1,000万円	無制限	0円	
財物損壊を伴わない使用不能損害事故		○	1,000万円	1,000万円	なし	
人格権・宣伝侵害事故		○	1,000万円	1,000万円	なし	
被害者治療費用 *		○	1,000万円	1,000万円	なし	
生産物・完成作業事故		○	50,000万円	50,000万円	0円	生産物・仕事の目的物損壊特約 財物損壊を伴わない使用不能特約 人格権・宣伝侵害事故補償特約 被害者治療費用補償特約
不良完成品事故		×				
生産物・仕事の目的物損壊事故		○	1,000万円	1,000万円	0円	
国外流出生産物事故		○	1,000万円	1,000万円	0円	
財物損壊を伴わない使用不能損害事故		○	1,000万円	1,000万円	なし	
人格権・宣伝侵害事故		○	1,000万円	1,000万円	なし	
被害者治療費用 *		○	1,000万円	1,000万円	なし	
管理下財物事故		○	1,000万円	1,000万円	0円	管理下財物事故補償特約 管理下限定特約 (自動車不担保) 管理下限定特約 (リース不担保)
管理自動車事故		×				
リースレンタル財物損壊事故		×				
リースレンタル財物盗取・詐取事故		×				
国外管理下財物事故		○	1,000万円	1,000万円	0円	
支給財物事故		×				
現金・貴重品事故		○	1,000万円	1,000万円	0円	
自動車使用不能損害事故 *		×				
コインロッカー等収納品見舞費用 *		○	1,000万円	1,000万円	なし	
借用不動産損壊事故		×				
借用不動産修理費用		×				
事故対応費用 *		○	1,000万円	無制限	なし	事故対応費用補償特約
サイバー・情報漏えい事故		×				
サイバー・情報漏えい事故対応費用 *		×				
情報漏えい事故		×				
第三者請求事故		×				
情報漏えい対応費用 *		×				
リコール事故 *		×				

20, 苦情相談受付

受付担当者	保育従事職員	(氏名) 牧田裕子
受付責任者	管理者	(氏名) 大貫仁美
連絡先	東京都町田市高ヶ坂5-26-1 電話 042-728-1025 メールアドレス kougasaka-nakayoshi@kougasaka.ac.jp	
第三者委員	社会福祉法人貴静会 理事長	(氏名) 小山貴好
	(連絡先) 町田市常磐町2970-1 電話 042(798)7321	
	民生委員	(氏名) 矢口由夫
	(連絡先) 町田市高ヶ坂4-21-27 電話 042-722-6315	

受付目的	<ol style="list-style-type: none"> 苦情等への適切な対応により、利用者の理解と満足度を高めることを目的とします。 利用者個人の権利を擁護すると共に、利用者が福祉・保育を適切に利用することができるよう支援することを目的とします。
受付方法	苦情は直接、電話、Eメール、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

21, 業務の質の評価

自己評価	保育士等の自己評価及び保育所の自己評価については、少なくとも年1回は行い保育所の自己評価については、その結果を公表する。
外部評価	業務の質関係を評価できる外部評価施設に依頼する。(3年に1回)その後ホームページ等にて結果を公表する。

22, 虐待の防止のための措置

<p>本園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じる</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備(2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止(3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施(4) その他虐待防止のために必要な措置 <p>2 同条第1項第2号における虐待等の行為とは市運営基準条例第25条(第50条において準用する場合を含む)に規定する行為をいう。</p> <p>3 本園は、保育の提供中に、本園の職員又は養育者(支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、町田市及び児童相談所等の適切な機関に通報する。</p>
--

23, 個人情報

当園では個人情報に関し下記の内容を掲げております。

なお、転園の際には指導要録・健康診断表等の受け渡しがあります。

① 学校法人矢口学園に提出頂きました個人情報は以下の目的で利用させていただきます。

保育環境 の情報提供（名簿・緊急連絡票、たより・園内外作品展示、写真展示など、その他保育目的と思われる書類関係活動、映像、写真、ホームページ、ブログ等。

学校、福祉関係機関などや幼児教育機関や自治体等公共機関との連携

健康診断、既往歴などの情報共有、感染拡大防止を目的とした医療機関との連携

事務作業を目的とする金融機関、公共機関との連携

「高ヶ坂なかよし保育園」保護者との連携

事務作業を目的とする金融機関、公共機関との連携

園内外活動への参加を目的とした情報提供

園内外活動の紹介お便りなどへの写真の提供

保育活動の園外発表などにおける作品、写真等の展示

企業等からの業務委託を受けて行う情報開示

当学校法人矢口学園内において行われる保育・教育実習への協力

教育学発展のための学術研究等への協力

外部監査機関への情報提供

その他、高ヶ坂幼稚園との合同保育や「町田なかよし保育園」「成瀬なかよし保育園」との交流保育に必要なと思われる場合

② 当園では、園児、保護者の方の個人情報を、法令に基づく正当な理由がある場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、第三者（上記関係者は除く）に提供しません。

③ 当園では、市が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額についての情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

④ 当園は、個人情報を厳正な運用体制のもとで管理して行きます。個人情報に関する質問等は高ヶ坂幼稚園園長矢口政仁までご連絡下さい。

24, 守秘義務

- 1 本園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。
- 2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

25, 連携施設

施設の種類	幼稚園型認定こども園（単独型）
施設の名称	認定こども園高ヶ坂幼稚園
代表者	園長 矢口政仁
所在地	東京都町田市高ヶ坂5-6-19
連絡先	042-728-0321
連携内容	卒業後の受け皿・行事の参加に関する支援・合同保育に関する支援・後方支援

26, 交流保育

<p>① 「交流保育」の定義について、小規模保育所事業は、保育所・認定こども園・幼稚園と連携し「合同保育」をする事が出来る。この合同保育と同様の内容を小規模保育所間で行う場合について「交流保育」と言う。「交流保育」の保育内容については、町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例だい6条（1）に規定される「保育の内容に関する支援」における「合同保育」を読み替えるものとする。</p> <p>② 実施条件</p> <p>交流保育を行う施設間において、覚え書き等の書面を交わす</p> <p>交流保育は同一法人内の小規保育所内で行う</p> <p>交流保育を行う施設は1施設に固定する</p> <p>交流保育を行う施設において避難訓練等の訓練を行う</p> <p>交流保育を行う施設で給食を提供する場合、アレルギー等の対応をする</p> <p>交流保育を行う施設において保護者に知らせ同意を得る</p> <p>交流保育を行う施設において安全に移動できること</p> <p>交流保育の実施は19名を超えないこと</p> <p>交流保育中の乳幼児の人数において算出される職員配置を遵守すること</p> <p>交流保育を行う曜日、時間帯等については、あらかじめ行政（町田市）に届ける</p>
--